

14. 動物実験

- ◆ 動物実験の実施に当たっては、科学的、動物愛護及び環境保全の観点並びに動物実験を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から、大阪大学動物実験倫理規定 (<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/iinkai/animal>) に従って実験計画を立案し、学内の実験者が所属する部局の動物実験委員会の承認を得て下さい。
- ◆ 核物理研究センター内には部局の動物実験委員会を設置しておりませんので、実験計画書の立案に当たっては、センター内の教職員が必ず共同実験者として加わり、施設内の実験環境を踏まえた上で、適正な管理の下で実験準備・実施・保管・遺体処理などが行われるように留意して下さい。
- ◆ 学外の共同利用実験者が主体となる動物実験の場合も、学内で動物実験の経験を持つ研究者とセンター内教職員が必ず共同実験者として加わり、実験計画書について学内研究者の所属部局の動物実験委員会の承認を得て下さい。
- ◆ 動物実験委員会で承認を受けた動物実験計画書の写しを安全衛生委員長及び放射線取扱主任者へ事前にご提出下さい。状況に応じて、安全衛生委員会あるいは放射線管理室から問い合わせや指導が行われることがあります。
- ◆ なお、実験計画書が動物実験委員会で承認されるまでは動物実験を行うことはできません。

<一般事項>

- RI を投与する動物実験の場合、実験動物の周辺が放射性物質で汚染しないように適正な処置をして下さい。
- 実験中は、実験室等の扉を閉鎖し、「ネズミ返し」などを設けて動物が逃亡するのを防止して下さい。
- RI を投与された動物は、放射線管理上、放射性同位元素で汚染された物質として取り扱うため、管理区域外へ持ち出すことはできません。放射性同位元素で汚染したし尿や床敷き、動物の遺体については、放射線取扱主任者の指示に従い、放射性廃棄物として適切に処理して下さい。